

|        |         |  |           |                            |                                 |           |                            |                                 |
|--------|---------|--|-----------|----------------------------|---------------------------------|-----------|----------------------------|---------------------------------|
|        |         | 寄居警察署<br>庁舎建設費                           | 2,125,477 | 平成21年度<br>平成22年度<br>平成23年度 | 276,419<br>536,193<br>1,312,865 | 2,080,229 | 平成21年度<br>平成22年度<br>平成23年度 | 276,419<br>525,307<br>1,278,503 |
| 10 教育費 | 1 教育総務費 | 県立高等学校防音<br>校舎空調設備設置<br>費（平成21年度<br>着工分） | 146,094   | 平成21年度<br>平成22年度           | 41,119<br>104,975               | 119,572   | 平成21年度<br>平成22年度           | 41,119<br>78,453                |
|        |         | 県立高等学校防音<br>校舎空調設備設置<br>費（平成22年度<br>着工分） | 220,625   | 平成22年度<br>平成23年度           | 42,049<br>178,576               | 186,518   | 平成22年度<br>平成23年度           | 39,482<br>147,036               |
|        |         | 総合教育セン<br>ター整備費                          | 2,841,321 | 平成21年度<br>平成22年度           | 623,449<br>2,217,872            | 2,661,090 | 平成21年度<br>平成22年度           | 623,449<br>2,037,641            |
|        | 4 高等学校費 | 県立蓮田新校<br>（仮称）図書室<br>棟建設費                | 312,608   | 平成21年度<br>平成22年度           | 102,068<br>210,540              | 268,578   | 平成21年度<br>平成22年度           | 102,068<br>166,510              |

第3表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

| 款          | 項                  | 事業名                | 金額      |
|------------|--------------------|--------------------|---------|
| 2 総務費      | 1 総務管理費            | 県庁舎耐震改修事業費         | 40,314  |
|            | 3 県民費              | 防犯のまちづくり推進費        | 1,097   |
|            |                    | 多文化共生推進事業費         | 3,103   |
|            | 4 環境費              | 環境科学国際センター費        | 99,112  |
|            |                    | 自然公園等施設整備費         | 215,410 |
| 5 徴税費      | 税務総合オンラインシステム維持管理費 | 20,160             |         |
| 3 民生費      | 1 社会福祉費            | 民間社会福祉施設整備促進事業費    | 31,828  |
|            |                    | 県立社会福祉施設整備費        | 124,388 |
|            |                    | 社会福祉施設等耐震化等特別対策事業費 | 379,725 |
|            |                    | 心身障害児(者)援護施設等整備助成費 | 190,969 |
|            |                    | 老人福祉施設整備助成費        | 608,530 |
|            | 介護基盤緊急整備等特別対策事業費   | 455,550            |         |
|            | 2 児童福祉費            | 子育て支援特別対策事業費       | 137,760 |
| 保育所待機児童対策費 |                    | 110,000            |         |
| 児童虐待防止対策費  |                    | 30,026             |         |

|               |                      |               |         |
|---------------|----------------------|---------------|---------|
| 4 衛 生 費       | 1 公 衆 衛 生 費          | 精神保健福祉センター整備費 | 103,398 |
|               |                      | ひきこもり対策事業費    | 15,018  |
|               |                      | 衛生研究所費        | 100,999 |
|               | 2 環 境 衛 生 費          | 上水道等検査指導費     | 7,151   |
| 4 医 薬 費       | AED普及推進事業費           | 38,788        |         |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 1 農 業 費              | 農林公園管理運営費     | 98,500  |
|               |                      | 農林総合研究センター費   | 4,900   |
|               | 4 林 業 費              | 水源地域の森づくり事業費  | 18,390  |
|               |                      | 里山・平地林再生事業費   | 10,131  |
|               | 5 農 地 費              | ほ場整備事業費       | 145,795 |
|               |                      | 畑地帯総合農地整備事業費  | 26,145  |
| 団体営土地改良事業費    |                      | 27,170        |         |
| 水辺再生事業費       |                      | 220,844       |         |
|               | 水と緑に親しむみち管理事業費       | 100,000       |         |
|               | 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費 | 13,823        |         |

| 款       | 項                      | 事業名             | 金額        |
|---------|------------------------|-----------------|-----------|
|         | 2 道路橋りょう費              | 道路網構想推進費        | 3,956     |
|         |                        | 道路交通情勢調査費       | 4,000     |
|         |                        | 電線地中化（道路）整備費    | 126,000   |
|         |                        | 自転車歩行者道整備費      | 486,000   |
|         |                        | 交差点整備費          | 314,000   |
|         |                        | バリアフリー安全対策費     | 47,183    |
|         |                        | 道路安全施設費         | 92,042    |
|         |                        | 道路有効活用推進費       | 2,000     |
|         |                        | 自転車通行環境整備費      | 36,485    |
|         |                        | 地方特定道路（維持）整備費   | 538,000   |
|         |                        | 地方特定道路（交通安全）整備費 | 901,000   |
|         |                        | 道路改築費           | 1,255,845 |
|         |                        | 地方特定道路（改築）整備費   | 3,667,852 |
|         |                        | 橋りょう架換費         | 132,668   |
|         | 社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業費 | 408,000         |           |
| 8 土 木 費 |                        | 排水機場等維持修繕費      | 118,610   |
|         |                        | 河川改修調査費         | 31,000    |

|             |                      |                      |           |
|-------------|----------------------|----------------------|-----------|
|             | 3 河 川 費              | 河川改修費                | 2,925,000 |
|             |                      | 床上浸水対策特別緊急事業費        | 242,000   |
|             |                      | 市町村治水事業費負担金          | 46,000    |
|             |                      | 河川等情報基盤整備事業費         | 46,600    |
|             |                      | 水辺再生100プラン推進費        | 1,688,000 |
|             |                      | 砂防施設費                | 247,000   |
|             |                      | 急傾斜地崩壊対策費            | 33,000    |
|             | 社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業費 | 101,500              |           |
|             | 4 都 市 計 画 費          | 社会資本整備総合交付金（区画整理）事業費 | 589,430   |
|             |                      | 地方特定道路土地区画整理組合等補助    | 106,720   |
|             |                      | 公共団体区画整理事業県道整備費      | 25,000    |
|             |                      | つくばエクスプレス沿線地域整備推進費   | 1,728,652 |
|             |                      | 本庄新都心土地区画整理事業推進費     | 326,501   |
|             |                      | 市街地再開発事業等公共施設整備費補助   | 43,500    |
| 市街地再開発促進費補助 |                      | 171,217              |           |
| 街路整備費       | 894,148              |                      |           |
| 地方特定道路街路整備費 | 780,000              |                      |           |
| 公園等施設管理費    | 65,000               |                      |           |

| 款            | 項                       | 事業名                | 金額      |
|--------------|-------------------------|--------------------|---------|
|              |                         | 競技施設等整備費           | 22,880  |
|              |                         | 公園等建設費             | 199,031 |
|              |                         | 埼玉スタジアム2002公園管理運営費 | 65,500  |
|              |                         | 社会資本整備総合交付金（公園）事業費 | 385,039 |
| 9 警 察 費      | 1 警 察 管 理 費             | 警察施設維持管理費          | 171,843 |
| 10 教 育 費     | 1 教 育 総 務 費             | 国際理解教育推進費          | 35,296  |
|              |                         | 児童虐待防止事業費          | 39,075  |
|              |                         | 県立学校建物等維持管理費       | 183,444 |
|              | 4 高 等 学 校 費             | 県立高等学校図書充実事業費      | 43,200  |
|              |                         | 県立学校大規模改修費         | 51,000  |
|              | 8 社 会 教 育 費             | 社会教育振興費            | 42,219  |
| 歴史と民俗の博物館費   |                         | 44,294             |         |
| 史跡の博物館費      |                         | 5,500              |         |
| 自然と川の博物館費    |                         | 134,923            |         |
| 11 災 害 復 旧 費 | 1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 | 平成22年発生森林管理道災害復旧費  | 16,000  |

変 更

(単位 千円)

| 款             | 項         | 補 正 前                  |         | 補 正 後                  |         |
|---------------|-----------|------------------------|---------|------------------------|---------|
|               |           | 事 業 名                  | 金 額     | 事 業 名                  | 金 額     |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 4 林 業 費   | 森林整備加速化・<br>林業再生事業費    | 28,000  | 森林整備加速化・<br>林業再生事業費    | 63,000  |
|               |           | 森林管理道整備事業費             | 189,020 | 森林管理道整備事業費             | 416,051 |
|               |           | 治山事業費                  | 72,000  | 治山事業費                  | 129,000 |
|               | 5 農 地 費   | かんがい排水事業費              | 74,800  | かんがい排水事業費              | 101,050 |
|               |           | 農地防災事業費                | 35,000  | 農地防災事業費                | 132,530 |
|               |           | 中山間総合整備事業費             | 56,000  | 中山間総合整備事業費             | 83,490  |
|               |           | 農道整備事業費                | 88,600  | 農道整備事業費                | 120,100 |
| 8 土 木 費       | 2 道路橋りょう費 | 舗装道整備費                 | 550,000 | 舗装道整備費                 | 838,800 |
|               |           | 道路環境整備費                | 200,000 | 道路環境整備費                | 325,100 |
|               |           | 災害防除費                  | 30,000  | 災害防除費                  | 114,000 |
|               |           | 社会資本整備総合交付金<br>(維持)事業費 | 252,480 | 社会資本整備総合交付金<br>(維持)事業費 | 480,480 |

| 款 | 項           | 補 正 前                      |           | 補 正 後                      |           |
|---|-------------|----------------------------|-----------|----------------------------|-----------|
|   |             | 事 業 名                      | 金 額       | 事 業 名                      | 金 額       |
|   |             | 社会資本整備総合交付金<br>(交通安全)事業費   | 392,240   | 社会資本整備総合交付金<br>(交通安全)事業費   | 1,275,240 |
|   |             | 道路改築事業費                    | 810,000   | 道路改築事業費                    | 1,404,000 |
|   |             | 社会資本整備総合交付金<br>(改築)事業費     | 2,800,060 | 社会資本整備総合交付金<br>(改築)事業費     | 5,583,046 |
|   |             | 橋りょう修繕費                    | 20,000    | 橋りょう修繕費                    | 1,012,000 |
|   |             | 社会資本整備総合交付金<br>(橋りょう維持)事業費 | 408,000   | 社会資本整備総合交付金<br>(橋りょう維持)事業費 | 430,000   |
|   | 3 河 川 費     | 河川維持修繕費                    | 200,000   | 河川維持修繕費                    | 228,000   |
|   |             | 社会資本整備総合交付金<br>(河川)事業費     | 1,267,000 | 社会資本整備総合交付金<br>(河川)事業費     | 7,687,000 |
|   |             | 社会資本整備総合交付金<br>(砂防)事業費     | 140,000   | 社会資本整備総合交付金<br>(砂防)事業費     | 593,500   |
|   | 4 都 市 計 画 費 | 社会資本整備総合交付金<br>(街路)事業費     | 1,951,480 | 社会資本整備総合交付金<br>(街路)事業費     | 3,098,663 |

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

| 起債の目的          | 補 正 前     |   |  |   | 補 正 後     |           |     |             |
|----------------|-----------|---|--|---|-----------|-----------|-----|-------------|
|                | 限 度 額     | 起債の方法   | 利 率  | 償還の方法   | 限 度 額     | 起債の方法     | 利 率 | 償還の方法       |
| 県有施設整備事業       | 4,282,000 | 普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。 | 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。 | 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。 | 3,086,000 |           |     | ( 補正前に同じ。 ) |
| 身近な緑公有地化事業     | 68,000    | 同   | 上  | 同   | 上         | 47,000    |     | ( 同 上 )     |
| 広域廃棄物埋立処分場整備事業 | 1,317,000 | 同   | 上  | 同   | 上         | 1,282,000 |     | ( 同 上 )     |

| 起債の目的                  | 補 正 前     |  |  |   | 補 正 後     |         |     |       |             |
|------------------------|-----------|--|--|---|-----------|---------|-----|-------|-------------|
|                        | 限 度 額     | 起債の方法  | 利 率  | 償還の方法   | 限 度 額     | 起債の方法   | 利 率 | 償還の方法 |             |
| 危機管理防災センター<br>（仮称）整備事業 | 1,623,000 | 普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。 | 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。 | 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。 | 1,285,000 |         |     |       | （ 補正前に同じ。 ） |
| 消防無線基地局<br>整備事業        | 106,000   | 同  | 上  | 同   | 上         | 71,000  |     |       | （ 同 上 ）     |
| 社会福祉施設等<br>耐震化等整備事業    | 126,000   | 同  | 上  | 同   | 上         | 12,000  |     |       | （ 同 上 ）     |
| 心身障害児（者）援護<br>施設等整備事業  | 205,000   | 同  | 上  | 同   | 上         | 191,000 |     |       | （ 同 上 ）     |

|                           |           |   |   |   |   |   |   |           |    |    |
|---------------------------|-----------|---|---|---|---|---|---|-----------|----|----|
| 老人福祉施設整備事業                | 1,947,000 | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 1,378,000 | (同 | 上) |
| 総合リハビリテーション<br>センター設備整備事業 | 487,000   | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 376,000   | (同 | 上) |
| 秩父高原牧場<br>基盤整備事業          | 9,000     | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 8,000     | (同 | 上) |
| 農業基盤整備事業                  | 1,172,000 | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 1,151,000 | (同 | 上) |
| 直轄事業(土地改良)<br>負担金         | 353,000   | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 363,000   | (同 | 上) |
| 産業文化センター<br>施設整備事業        | 832,000   | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 784,000   | (同 | 上) |
| 西部地域振興ふれあい<br>拠点施設整備事業    | 302,000   | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 194,000   | (同 | 上) |
| 東部地域振興ふれあい<br>拠点施設整備事業    | 971,000   | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 470,000   | (同 | 上) |

| 起債の目的         | 補 正 前      |  |  |   | 補 正 後      |           |     |             |
|---------------|------------|--|--|---|------------|-----------|-----|-------------|
|               | 限 度 額      | 起債の方法  | 利 率  | 償還の方法   | 限 度 額      | 起債の方法     | 利 率 | 償還の方法       |
| 県単独道路建設事業     | 15,175,000 | 普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。 | 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。 | 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。 | 14,113,000 |           |     | ( 補正前に同じ。 ) |
| 電線地中化（道路）整備事業 | 217,000    | 同  | 上  | 同   | 上          | 159,000   |     | ( 同 上 )     |
| 道 路 事 業       | 8,529,000  | 同  | 上  | 同   | 上          | 7,801,000 |     | ( 同 上 )     |
| 県単独河川改修事業     | 6,960,000  | 同  | 上  | 同   | 上          | 6,735,000 |     | ( 同 上 )     |

|              |            |   |   |   |   |   |   |            |     |   |   |
|--------------|------------|---|---|---|---|---|---|------------|-----|---|---|
| 河川事業         | 7,366,000  | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 6,672,000  | (同) | 上 | ) |
| 直轄事業負担金      | 22,139,000 | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 16,405,000 | (同) | 上 | ) |
| 県単独街路事業      | 4,225,000  | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 2,183,000  | (同) | 上 | ) |
| 街路事業         | 3,950,000  | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 3,796,000  | (同) | 上 | ) |
| 県単独公園事業      | 1,232,000  | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 938,000    | (同) | 上 | ) |
| 公園事業         | 794,000    | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 751,000    | (同) | 上 | ) |
| 警察署等低公害車整備事業 | 25,000     | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 24,000     | (同) | 上 | ) |
| 警察署庁舎建設事業    | 2,044,000  | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 1,772,000  | (同) | 上 | ) |

| 起債の目的        | 補正前       |  |  |   | 補正後       |       |    |       |           |
|--------------|-----------|--|--|---|-----------|-------|----|-------|-----------|
|              | 限度額       | 起債の方法  | 利率   | 償還の方法   | 限度額       | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |           |
| 交通安全施設整備事業   | 1,426,000 | 普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。 | 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。 | 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。 | 1,319,000 |       |    |       | (補正前に同じ。) |
| 県立高等学校建設事業   | 4,227,000 | 同  | 同上   | 同上  | 3,131,000 |       |    |       | (同上)      |
| 県立特別支援学校建設事業 | 2,363,000 | 同  | 同上   | 同上  | 1,726,000 |       |    |       | (同上)      |
| 社会教育施設整備事業   | 2,262,000 | 同  | 同上   | 同上  | 2,158,000 |       |    |       | (同上)      |

|                        |             |   |   |   |   |   |   |             |    |    |
|------------------------|-------------|---|---|---|---|---|---|-------------|----|----|
| 公立大学法人埼玉県立<br>大学施設整備事業 | 35,000      | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 21,000      | (同 | 上) |
| 土木施設災害復旧事業             | 14,000      | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 11,000      | (同 | 上) |
| 水道用水供給事業出資金            | 1,778,000   | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 1,324,000   | (同 | 上) |
| 臨時財政対策債                | 215,000,000 | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 | 220,957,000 | (同 | 上) |

平成22年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

平成22年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,601,039千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ372,768,895千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款     | 項         | 補正前の額       | 補正額        | 計           |
|-------|-----------|-------------|------------|-------------|
| 1 繰入金 |           | 189,464,856 | 27,601,039 | 217,065,895 |
|       | 1 一般会計繰入金 | 142,715,995 | 27,638,085 | 170,354,080 |
|       | 2 特別会計繰入金 | 2,091,861   | △37,046    | 2,054,815   |
| 歳入合計  |           | 345,167,856 | 27,601,039 | 372,768,895 |

歳 出

(単位 千円)

| 款       | 項       | 補正前の額       | 補正額        | 計           |
|---------|---------|-------------|------------|-------------|
| 1 公 債 費 |         | 345,167,856 | 27,601,039 | 372,768,895 |
|         | 1 公 債 費 | 345,167,856 | 27,601,039 | 372,768,895 |
| 歳 出 合 計 |         | 345,167,856 | 27,601,039 | 372,768,895 |

平成22年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

平成22年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ542,399千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,485,292千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款      | 項      | 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|--------|--------|------------|----------|------------|
| 1 証紙収入 |        | 25,027,690 | △542,399 | 24,485,291 |
|        | 1 証紙収入 | 25,027,690 | △542,399 | 24,485,291 |
| 歳入合計   |        | 25,027,691 | △542,399 | 24,485,292 |

歳 出

(単位：千円)

| 款     | 項         | 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|-------|-----------|------------|----------|------------|
| 1 繰出金 |           | 25,021,691 | △542,399 | 24,479,292 |
|       | 1 一般会計繰出金 | 25,021,691 | △542,399 | 24,479,292 |
| 歳出    | 合計        | 25,027,691 | △542,399 | 24,485,292 |

平成22年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ539,358千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,154,778千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款      | 項         | 補正前の額     | 補正額      | 計         |
|--------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1 財産収入 |           | 60,349    | 9,287    | 69,636    |
|        | 1 財産運用収入  | 60,349    | 9,287    | 69,636    |
| 2 繰入金  |           | 8,120,000 | △821,650 | 7,298,350 |
|        | 1 基金繰入金   | 8,120,000 | △821,650 | 7,298,350 |
| 4 諸収入  |           | 5,513,786 | 273,005  | 5,786,791 |
|        | 1 貸付金元利収入 | 5,513,786 | 173,005  | 5,686,791 |

|     |       |            |          |            |
|-----|-------|------------|----------|------------|
|     | 2 雑 入 |            | 100,000  | 100,000    |
| 歳 入 | 合 計   | 13,694,136 | △539,358 | 13,154,778 |

歳 出

(単位 千円)

| 款          | 項          | 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|------------|------------|------------|----------|------------|
| 1 市町村振興事業費 |            | 13,694,136 | △539,358 | 13,154,778 |
|            | 1 市町村振興事業費 | 13,694,136 | △539,358 | 13,154,778 |
| 歳 出        | 合 計        | 13,694,136 | △539,358 | 13,154,778 |

平成22年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

平成22年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ151,026千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ985,972千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款     | 項         | 補正前の額     | 補正額      | 計       |
|-------|-----------|-----------|----------|---------|
| 2 繰越金 |           | 166,011   | 1,030    | 167,041 |
|       | 1 繰越金     | 166,011   | 1,030    | 167,041 |
| 3 諸収入 |           | 960,912   | △152,056 | 808,856 |
|       | 2 貸付金元利収入 | 958,692   | △155,243 | 803,449 |
|       | 3 雑収入     | 720       | 3,187    | 3,907   |
| 歳入合計  |           | 1,136,998 | △151,026 | 985,972 |

歳 出

(単位 千円)

| 款               | 項       | 補正前の額     | 補正額      | 計       |
|-----------------|---------|-----------|----------|---------|
| 1 小規模企業者等設備導入資金 |         | 1,134,998 | △151,026 | 983,972 |
|                 | 1 資金貸付費 | 1,134,998 | △151,026 | 983,972 |
| 歳 出 合 計         |         | 1,136,998 | △151,026 | 985,972 |

平成22年度埼玉県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）

平成22年度埼玉県農業改良資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,760千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,164千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

| 款        | 項     | 補正前の額  | 補正額    | 計       |
|----------|-------|--------|--------|---------|
| 1 貸付勘定収入 |       | 80,000 | 20,869 | 100,869 |
|          | 1 繰入金 | 50     | 111    | 161     |
|          | 2 繰越金 | 34,250 | 18,707 | 52,957  |
|          | 3 諸収入 | 45,700 | 2,051  | 47,751  |

|                |       |         |        |         |
|----------------|-------|---------|--------|---------|
| 2 業務勘定収入       |       | 4,611   | △1,479 | 3,132   |
|                | 1 繰入金 | 4,357   | △2,693 | 1,664   |
|                | 2 繰越金 | 248     | 1,214  | 1,462   |
| 3 就農支援資金貸付勘定収入 |       | 64,982  | 0      | 64,982  |
|                | 1 繰入金 | 14,475  | △923   | 13,552  |
|                | 2 繰越金 | 1       | 936    | 937     |
|                | 3 諸収入 | 21,618  | 2,027  | 23,645  |
|                | 4 県債  | 28,888  | △2,040 | 26,848  |
| 4 就農支援資金業務勘定収入 |       | 811     | 370    | 1,181   |
|                | 1 繰入金 | 771     | △126   | 645     |
|                | 2 繰越金 | 38      | 496    | 534     |
| 歳入合計           |       | 150,404 | 19,760 | 170,164 |

歳 出

(単位 千円)

| 款            | 項           | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|--------------|-------------|---------|--------|---------|
| 1 貸付勘定       |             | 80,000  | 20,869 | 100,869 |
|              | 1 農業改良資金貸付費 | 80,000  | 20,869 | 100,869 |
| 2 業務勘定       |             | 4,611   | △1,479 | 3,132   |
|              | 1 管理指導事務費   | 4,411   | △1,479 | 2,932   |
| 4 就農支援資金業務勘定 |             | 811     | 370    | 1,181   |
|              | 1 管理指導事務費   | 801     | 370    | 1,171   |
| 歳出合計         |             | 150,404 | 19,760 | 170,164 |

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

| 起債の目的     | 補正前    |   |     |   | 補正後    |           |    |       |
|-----------|--------|---|-----|---|--------|-----------|----|-------|
|           | 限度額    | 起債の方法                                     | 利率  | 償還の方法                                     | 限度額    | 起債の方法     | 利率 | 償還の方法 |
| 就農支援資金貸付金 | 28,888 | 「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。 | 無利子 | 「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。 | 26,848 | (補正前に同じ。) |    |       |

平成22年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ942,060千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,989,694千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款      | 項        | 補正前の額     | 補正額        | 計         |
|--------|----------|-----------|------------|-----------|
| 1 財産収入 |          | 1,931,752 | 57,510     | 1,989,262 |
|        | 1 財産運用収入 | 183,119   | △3,915     | 179,204   |
|        | 2 財産売払収入 | 1,748,633 | 61,425     | 1,810,058 |
| 2 繰入金  |          | 1,000,000 | △1,000,000 | 0         |
|        | 1 繰入金    | 1,000,000 | △1,000,000 | 0         |

|       |       |           |          |           |
|-------|-------|-----------|----------|-----------|
| 3 繰越金 |       | 1         | 430      | 431       |
|       | 1 繰越金 | 1         | 430      | 431       |
| 歳入合計  |       | 2,931,754 | △942,060 | 1,989,694 |

歳出

(単位 千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額      | 計         |
|---------|---------|-----------|----------|-----------|
| 1 用地事業費 |         | 2,681,311 | △942,060 | 1,739,251 |
|         | 1 用地事業費 | 2,681,311 | △942,060 | 1,739,251 |
| 歳出合計    |         | 2,931,754 | △942,060 | 1,989,694 |

平成22年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,135,273千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,733,812千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

| 款       | 項           | 補正前の額     | 補正額      | 計         |
|---------|-------------|-----------|----------|-----------|
| 1 使 用 料 |             | 8,184,606 | △222,027 | 7,962,579 |
|         | 1 住 宅 使 用 料 | 8,184,606 | △222,027 | 7,962,579 |

|         |          |            |            |            |
|---------|----------|------------|------------|------------|
| 2 国庫支出金 |          | 2,292,949  | △1,239,736 | 1,053,213  |
|         | 1 国庫補助金  | 2,292,949  | △1,239,736 | 1,053,213  |
| 3 財産収入  |          | 77,838     | △2,551     | 75,287     |
|         | 1 財産運用収入 | 77,838     | △2,551     | 75,287     |
| 4 繰入金   |          | 4,341,244  | 5,321      | 4,346,565  |
|         | 1 繰入金    | 4,341,244  | 5,321      | 4,346,565  |
| 5 繰越金   |          | 1          | 613,829    | 613,830    |
|         | 1 繰越金    | 1          | 613,829    | 613,830    |
| 6 諸収入   |          | 25,447     | 11,891     | 37,338     |
|         | 2 雑収入    | 17,372     | 11,891     | 29,263     |
| 7 県債    |          | 3,947,000  | △1,302,000 | 2,645,000  |
|         | 1 県債     | 3,947,000  | △1,302,000 | 2,645,000  |
| 歳入合計    |          | 18,869,085 | △2,135,273 | 16,733,812 |

歳 出

(単位 千円)

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補正額        | 計          |
|---------|---------|------------|------------|------------|
| 1 住宅事業費 |         | 13,217,377 | △2,099,922 | 11,117,455 |
|         | 1 住宅管理費 | 6,370,126  | △318,617   | 6,051,509  |
|         | 2 住宅建設費 | 6,847,251  | △1,781,305 | 5,065,946  |
| 3 公債費   |         | 298,976    | △35,351    | 263,625    |
|         | 1 公債費   | 298,976    | △35,351    | 263,625    |
| 歳出合計    |         | 18,869,085 | △2,135,273 | 16,733,812 |

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

| 款       | 項                 | 事業名               | 補正前       |           |           | 補正後       |           |           |
|---------|-------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|         |                   |                   | 総額        | 年度        | 年割額       | 総額        | 年度        | 年割額       |
| 1 住宅事業費 | 2 住宅建設費           | 平成20年度<br>公営住宅建設費 | 6,180,577 | 平成20年度    | 270,413   | 6,044,346 | 平成20年度    | 270,413   |
|         |                   |                   |           | 平成21年度    | 2,321,930 |           | 平成21年度    | 2,321,930 |
|         |                   |                   |           | 平成22年度    | 2,836,860 |           | 平成22年度    | 2,700,629 |
|         |                   |                   |           | 平成23年度    | 751,374   |           | 平成23年度    | 751,374   |
|         |                   | 平成21年度<br>公営住宅建設費 | 8,131,535 | 平成21年度    | 749,114   | 7,872,774 | 平成21年度    | 749,114   |
|         |                   |                   |           | 平成22年度    | 2,284,558 |           | 平成22年度    | 892,921   |
|         | 平成23年度            |                   |           | 5,097,863 | 平成23年度    |           | 3,467,364 |           |
|         | 平成24年度            |                   |           |           | 平成24年度    |           | 2,763,375 |           |
|         | 平成22年度<br>公営住宅建設費 | 7,463,129         | 平成22年度    | 570,459   | 7,274,785 | 平成22年度    | 382,115   |           |
|         |                   |                   | 平成23年度    | 1,789,735 |           | 平成23年度    | 1,789,735 |           |
|         |                   |                   | 平成24年度    | 3,782,462 |           | 平成24年度    | 3,782,462 |           |
|         |                   |                   | 平成25年度    | 1,320,473 |           | 平成25年度    | 1,320,473 |           |

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

| 款       | 項       | 事業名          | 金額      |
|---------|---------|--------------|---------|
| 1 住宅事業費 | 2 住宅建設費 | 借上型県営住宅整備事業費 | 26,097  |
|         |         | 公営住宅耐震改修事業費  | 562,175 |

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

| 起債の目的    | 補 正 前     |                                 |  |   | 補 正 後     |       |     |             |
|----------|-----------|---------------------------------|--|---|-----------|-------|-----|-------------|
|          | 限 度 額     | 起債の方法                           | 利 率  | 償還の方法   | 限 度 額     | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法       |
| 公営住宅建設事業 | 3,947,000 | 普通貸借は行<br>又<br>証<br>券<br>発<br>行 | 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。 | 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。 | 2,645,000 |       |     | ( 補正前に同じ。 ) |

平成22年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65,830千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ745,062千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款     | 項         | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|-------|-----------|---------|---------|---------|
| 2 繰入金 |           | 766,195 | △77,844 | 688,351 |
|       | 1 繰入金     | 766,195 | △77,844 | 688,351 |
| 3 繰越金 |           | 1       | 10,298  | 10,299  |
|       | 1 繰越金     | 1       | 10,298  | 10,299  |
| 4 諸収入 |           | 44,695  | 1,716   | 46,411  |
|       | 1 貸付金元利収入 | 43,731  | 1,716   | 45,447  |
| 歳入合計  |           | 810,892 | △65,830 | 745,062 |

歳 出

(単位 千円)

| 款             | 項             | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|---------------|---------------|---------|---------|---------|
| 1 高等学校等奨学金事業費 |               | 810,892 | △65,830 | 745,062 |
|               | 1 高等学校等奨学金事業費 | 810,892 | △65,830 | 745,062 |
| 歳 出 合 計       |               | 810,892 | △65,830 | 745,062 |

平成22年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,616,286千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,746,508千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款         | 項         | 補正前の額      | 補正額        | 計          |
|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 1 入場料収入   |           | 120,583    | △10,000    | 110,583    |
|           | 1 入場料収入   | 120,582    | △10,000    | 110,582    |
| 2 投票券発売収入 |           | 38,312,001 | △7,500,000 | 30,812,001 |
|           | 1 投票券発売収入 | 38,250,000 | △7,500,000 | 30,750,000 |
| 3 財産収入    |           | 211,155    | 45,957     | 257,112    |
|           | 1 財産運用収入  | 211,154    | 45,858     | 257,012    |
|           | 2 財産売払収入  | 1          | 99         | 100        |

|       |          |            |            |            |
|-------|----------|------------|------------|------------|
| 4 繰越金 |          | 2          | 4,873,543  | 4,873,545  |
|       | 1 繰越金    | 2          | 4,873,543  | 4,873,545  |
| 5 諸収入 |          | 719,053    | △25,786    | 693,267    |
|       | 2 収益事業収入 | 1          | 114,999    | 115,000    |
|       | 3 雑収入    | 719,051    | △140,785   | 578,266    |
| 歳入合計  |          | 39,362,794 | △2,616,286 | 36,746,508 |

歳出

(単位 千円)

| 款         | 項         | 補正前の額      | 補正額        | 計          |
|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 1 公営競技総務費 |           | 229,159    | △4,492     | 224,667    |
|           | 1 公営競技総務費 | 229,159    | △4,492     | 224,667    |
| 2 公営競技事業費 |           | 38,714,495 | △7,686,784 | 31,027,711 |
|           | 1 公営競技事業費 | 38,714,495 | △7,686,784 | 31,027,711 |

| 款     | 項     | 補正前の額      | 補正額        | 計          |
|-------|-------|------------|------------|------------|
| 3 繰出金 |       | 413,140    | 5,074,990  | 5,488,130  |
|       | 1 繰出金 | 413,140    | 5,074,990  | 5,488,130  |
| 歳出    | 合計    | 39,362,794 | △2,616,286 | 36,746,508 |

平成22年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成22年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成22年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

| 科 目       | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 第1款 事業収益  | 1,875,809 | △ 36,324  | 1,839,485 |
| 第1項 営業収益  | 1,798,216 | △ 28,372  | 1,769,844 |
| 第2項 営業外収益 | 77,592    | △ 7,952   | 69,640    |

支 出

（単位 千円）

| 科 目       | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 第1款 事業費用  | 1,703,401 | △ 59,036  | 1,644,365 |
| 第1項 営業費用  | 1,575,353 | △ 62,937  | 1,512,416 |
| 第2項 営業外費用 | 124,047   | 3,901     | 127,948   |

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「278,109千円」を「286,713千円」に、「7,878千円」を「5,567千円」に、「113,417千円」を「66,876千円」に、「156,814千円」を「214,270千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

| 科 目        | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 第1款 資本的収入  | 1,207,546 | △ 398     | 1,207,148 |
| 第2項 他会計補助金 | 544       | △ 398     | 146       |

支 出 (単位 千円)

| 科 目        | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 第1款 資本的支出  | 1,485,655 | 8,206     | 1,493,861 |
| 第1項 建設改良費  | 349,841   | △ 49,250  | 300,591   |
| 第3項 企業債償還金 | 156,814   | 57,456    | 214,270   |

(継続費)

第4条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

| 款       | 項       | 事業名      | 補正前     |        |         | 補正後     |        |         |
|---------|---------|----------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|
|         |         |          | 総額      | 年度     | 年割額     | 総額      | 年度     | 年割額     |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 武蔵水路改築事業 | 904,962 | 平成21年度 | 20,038  | 904,962 | 平成21年度 | 20,038  |
|         |         |          |         | 平成22年度 | 73,649  |         | 平成22年度 | 40,917  |
|         |         |          |         | 平成23年度 | 143,307 |         | 平成23年度 | 143,307 |
|         |         |          |         | 平成24年度 | 143,307 |         | 平成24年度 | 143,307 |
|         |         |          |         | 平成25年度 | 157,645 |         | 平成25年度 | 157,645 |
|         |         |          |         | 平成26年度 | 171,969 |         | 平成26年度 | 171,969 |
|         |         |          |         | 平成27年度 | 195,047 |         | 平成27年度 | 227,779 |

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条中「3,126千円」を「2,365千円」に改める。

平成22年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成22年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成22年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

| 区 分              | 既 決 予 定 量    | 補 正 予 定 量      | 計            |
|------------------|--------------|----------------|--------------|
| (4) 主 なる 建 設 工 事 | 5,737,749 千円 | △ 1,452,980 千円 | 4,284,769 千円 |

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

| 科 目           | 既 決 予 定 額  | 補 正 予 定 額 | 計          |
|---------------|------------|-----------|------------|
| 第1款 事 業 収 益   | 44,981,337 | △ 237,129 | 44,744,208 |
| 第1項 営 業 収 益   | 44,034,132 | △ 231,900 | 43,802,232 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 947,204    | △ 5,229   | 941,975    |

支 出

(単位 千円)

| 科 目       | 既 決 予 定 額  | 補 正 予 定 額   | 計          |
|-----------|------------|-------------|------------|
| 第1款 事業費   | 44,074,701 | △ 1,816,440 | 42,258,261 |
| 第1項 営業費用  | 34,989,878 | △ 1,802,442 | 33,187,436 |
| 第2項 営業外費用 | 9,044,822  | △ 13,998    | 9,030,824  |

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「22,149,111千円」を「21,795,344千円」に、「482,046千円」を「433,724千円」に、「過年度分損益勘定留保資金8,686,454千円」を「減債積立金1,660,000千円、過年度分損益勘定留保資金9,446,353千円」に、「12,980,611千円」を「10,255,267千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

| 科 目       | 既 決 予 定 額  | 補 正 予 定 額  | 計          |
|-----------|------------|------------|------------|
| 第1款 資本的収入 | 13,399,518 | 12,458,983 | 25,858,501 |
| 第1項 建設補助金 | 1,725,942  | △ 419,786  | 1,306,156  |
| 第2項 企業債   | 5,950,000  | 13,343,400 | 19,293,400 |

| 科 目        | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 第3項 他会計出資金 | 4,532,924 | △ 454,000 | 4,078,924 |
| 第4項 他会計補助金 | 211,607   | △ 10,631  | 200,976   |

支 出

(単位 千円)

| 科 目        | 既 決 予 定 額  | 補 正 予 定 額   | 計          |
|------------|------------|-------------|------------|
| 第1款 資本的支出  | 35,548,629 | 12,105,216  | 47,653,845 |
| 第1項 建設改良費  | 12,290,811 | △ 1,925,241 | 10,365,570 |
| 第2項 企業債償還金 | 15,499,083 | 14,030,457  | 29,529,540 |

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

| 款       | 項       | 事業名              | 補正前        |           |           | 補正後        |           |           |
|---------|---------|------------------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|
|         |         |                  | 総額         | 年度        | 年割額       | 総額         | 年度        | 年割額       |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 水道水源開発<br>施設整備事業 | 69,793,965 | 平成16年度    | 4,510,469 | 69,538,554 | 平成16年度    | 4,510,469 |
|         |         |                  |            | 平成17年度    | 5,992,617 |            | 平成17年度    | 5,992,617 |
|         |         |                  |            | 平成18年度    | 7,513,430 |            | 平成18年度    | 7,513,430 |
|         |         |                  |            | 平成19年度    | 7,756,811 |            | 平成19年度    | 7,756,811 |
|         |         |                  |            | 平成20年度    | 6,077,752 |            | 平成20年度    | 6,077,752 |
|         |         |                  |            | 平成21年度    | 5,557,622 |            | 平成21年度    | 5,557,622 |
|         |         |                  |            | 平成22年度    | 5,659,075 |            | 平成22年度    | 4,218,824 |
|         |         |                  |            | 平成23年度    | 4,441,037 |            | 平成23年度    | 4,815,304 |
|         |         |                  |            | 平成24年度    | 4,773,715 |            | 平成24年度    | 4,773,715 |
|         |         |                  |            | 平成25年度    | 5,243,661 |            | 平成25年度    | 5,243,661 |
|         |         |                  |            | 平成26年度    | 4,998,956 |            | 平成26年度    | 4,998,956 |
|         |         |                  | 平成27年度     | 7,268,820 |           | 平成27年度     | 8,079,393 |           |

| 款 | 項 | 事業名            | 補正前       |        |         | 補正後       |        |         |
|---|---|----------------|-----------|--------|---------|-----------|--------|---------|
|   |   |                | 総額        | 年度     | 年割額     | 総額        | 年度     | 年割額     |
|   |   | 滑川第二支線<br>整備事業 | 983,904   | 平成22年度 | 78,674  | 962,414   | 平成22年度 | 65,945  |
|   |   |                |           | 平成23年度 | 292,520 |           | 平成23年度 | 271,440 |
|   |   |                |           | 平成24年度 | 315,130 |           | 平成24年度 | 315,130 |
|   |   |                |           | 平成25年度 | 297,580 |           | 平成25年度 | 309,899 |
|   |   | 武蔵水路改築事業       | 1,885,335 | 平成21年度 | 41,747  | 1,885,335 | 平成21年度 | 41,747  |
|   |   |                |           | 平成22年度 | 177,760 |           | 平成22年度 | 113,096 |
|   |   |                |           | 平成23年度 | 298,556 |           | 平成23年度 | 298,556 |
|   |   |                |           | 平成24年度 | 298,556 |           | 平成24年度 | 298,556 |
|   |   |                |           | 平成25年度 | 328,426 |           | 平成25年度 | 328,426 |
|   |   |                |           | 平成26年度 | 358,267 |           | 平成26年度 | 358,267 |
|   |   |                |           | 平成27年度 | 382,023 |           | 平成27年度 | 446,687 |

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた起債の目的中「建設改良資金」を「建設改良資金及び企業債借換資金」に、限度額中「5,950,000千円」を「19,293,400千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「1,143,475千円」を「1,127,615千円」に改める。

平成22年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成22年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成22年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

| 区 分              | 既 決 予 定 量    | 補 正 予 定 量    | 計            |
|------------------|--------------|--------------|--------------|
| (2) 主 なる 建 設 工 事 | 3,379,150 千円 | △ 391,488 千円 | 2,987,662 千円 |

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

| 科 目           | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 第1款 事 業 収 益   | 7,715,727 | 50,560    | 7,766,287 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 85,769    | △ 382     | 85,387    |
| 第3項 特 別 利 益   | 1         | 50,942    | 50,943    |

## 支 出

(単位 千円)

| 科 目      | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 第1款 事業費  | 5,919,764 | △ 390,928 | 5,528,836 |
| 第1項 営業費用 | 5,887,472 | △ 390,928 | 5,496,544 |

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「7,622,597千円」を「7,232,311千円」に、「7,622,319千円」を「7,232,033千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

## 収 入

(単位 千円)

| 科 目        | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 第1款 資本的収入  | 2,997,382 | △ 1,202   | 2,996,180 |
| 第2項 他会計補助金 | 1,690     | △ 1,202   | 488       |

支 出

(単位 千円)

| 科 目           | 既 決 予 定 額  | 補 正 予 定 額 | 計          |
|---------------|------------|-----------|------------|
| 第1款 資 本 的 支 出 | 10,619,979 | △ 391,488 | 10,228,491 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 3,379,150  | △ 391,488 | 2,987,662  |

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

| 款       | 項       | 事 業 名                        | 補 正 前     |        |           | 補 正 後     |        |           |
|---------|---------|------------------------------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|
|         |         |                              | 総 額       | 年 度    | 年 割 額     | 総 額       | 年 度    | 年 割 額     |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 騎西国道122号<br>沿道地区産業<br>団地整備事業 | 5,244,203 | 平成20年度 | 2,484,866 | 4,853,832 | 平成20年度 | 2,484,866 |
|         |         |                              |           | 平成21年度 | 2,129,311 |           | 平成21年度 | 2,129,311 |
|         |         |                              |           | 平成22年度 | 630,026   |           | 平成22年度 | 239,655   |
|         |         | 白岡瀬地区産業<br>団地整備事業            | 5,692,164 | 平成22年度 | 2,743,284 | 5,648,995 | 平成22年度 | 2,742,167 |
|         |         |                              |           | 平成23年度 | 2,273,971 |           | 平成23年度 | 2,231,919 |
|         |         |                              |           | 平成24年度 | 674,909   |           | 平成24年度 | 674,909   |

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条中「3,768千円」を「2,184千円」に改める。

平成22年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成22年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成22年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

| 区 分                 | 既 決 予 定 量                  | 補 正 予 定 量                   | 計                          |
|---------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| (2) 年 間 総 処 理 水 量   | 657,899,360 m <sup>3</sup> | △ 24,788,610 m <sup>3</sup> | 633,110,750 m <sup>3</sup> |
| (3) 一 日 平 均 処 理 水 量 | 1,802,464 m <sup>3</sup>   | △ 67,914 m <sup>3</sup>     | 1,734,550 m <sup>3</sup>   |
| (4) 主 な る 建 設 工 事   | 18,408,519 千円              | △ 100,134 千円                | 18,308,385 千円              |

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

| 科 目           | 既 決 予 定 額  | 補 正 予 定 額 | 計          |
|---------------|------------|-----------|------------|
| 第1款 事業 収 益    | 32,413,272 | 9,615,446 | 42,028,718 |
| 第1項 営 業 収 益   | 29,759,481 | 9,694,514 | 39,453,995 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 2,653,790  | △ 79,068  | 2,574,722  |

支 出

(単位 千円)

| 科 目           | 既 決 予 定 額  | 補 正 予 定 額 | 計          |
|---------------|------------|-----------|------------|
| 第1款 事 業 費     | 31,290,849 | 9,590,800 | 40,881,649 |
| 第1項 営 業 費 用   | 28,308,875 | 9,667,559 | 37,976,434 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | 2,888,967  | △ 76,759  | 2,812,208  |

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「5,897,878千円」を「5,302,891千円」に、「167,857千円」を「168,586千円」に、「4,752,445千円」を「4,798,478千円」に、「977,576千円」を「335,827千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

| 科 目             | 既 決 予 定 額  | 補 正 予 定 額 | 計          |
|-----------------|------------|-----------|------------|
| 第1款 資 本 的 収 入   | 20,194,516 | 4,918,082 | 25,112,598 |
| 第1項 建 設 補 助 金   | 11,839,815 | △ 50,067  | 11,789,748 |
| 第2項 建 設 負 担 金   | 3,640,734  | △ 57,164  | 3,583,570  |
| 第3項 企 業 債       | 4,411,000  | 4,441,600 | 8,852,600  |
| 第4項 他 会 計 補 助 金 | 302,870    | △ 60,389  | 242,481    |
| 第6項 他 会 計 出 資 金 |            | 644,102   | 644,102    |

支 出

(単位 千円)

| 科 目             | 既 決 予 定 額  | 補 正 予 定 額 | 計          |
|-----------------|------------|-----------|------------|
| 第1款 資 本 的 支 出   | 26,092,394 | 4,323,095 | 30,415,489 |
| 第1項 建 設 改 良 費   | 19,346,800 | △ 167,620 | 19,179,180 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | 6,387,601  | 4,490,715 | 10,878,316 |

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「4,411,000千円」を「8,852,600千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「8,491,882千円」を「7,694,614千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第10条中「977,576千円」を「335,827千円」に改め、利益剰余金の処分を次のとおり補正する。

(単位 千円)

| 科 目               | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計       |
|-------------------|-----------|-----------|---------|
| (1) 減 債 積 立 金     | 977,576   | △ 869,440 | 108,136 |
| (2) 建 設 改 良 積 立 金 |           | 227,691   | 227,691 |

## 告 示

埼玉県告示第二百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年三月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ほつとかないでネットワーク
- 三 代表者の氏名  
矢口 和也
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県加須市飯積千九百四番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、在宅での介護・援助が必要な高齢者や障害者、その家族、その他援助を必要とする人々に対し、住民参加と相互扶助の精神に基づき、地域社会に根ざした介護サービスを提供し、全ての人々が健康で文化的な暮らしができる地域社会づくりと社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第三百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年三月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人孫子経営塾
- 三 代表者の氏名  
前 原 清 隆
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市万吉五百七十二番三百十四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、「『戦わずして勝つ』孫子の本質を理解し促進して、生き方・仕事・経営・人造り及び人類の共存を追求する場を提供する事」を根本理念として、我が国の歴史と文化を基盤にした安全保障、危機管理、経済活動、国際協力等に関する活動を行うことを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第三百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ白岡原ヶ井戸店

埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡二十七外

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年十一月十一日

### ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千六百九十二平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五十二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二七立法メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 七箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年三月十日

二 縦覧期間

平成二十三年三月二十五日から平成二十三年七月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年三月二十五日から平成二十三年七月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第三百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松山駅前ファッションモール

埼玉県東松山市箭弓町一丁目十六番十八号

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年十一月九日

### ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千百五十九平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五二立法メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後九時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 一箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年三月八日

二 縦覧期間

平成二十三年三月二十五日から平成二十三年七月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年三月二十五日から平成二十三年七月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第三百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオン越谷レイクサイドショッピングセンター（二街区）

埼玉県越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内三百街区二画地の

一部および三画地

### ロ 変更の概要

駐輪場の位置

（変更前） 図面省略

（変更後） 図面省略

### ハ 変更年月日

平成二十三年四月二十一日

### ニ 届出年月日

平成二十三年三月十日

### 二 縦覧期間

平成二十三年三月二十五日から平成二十三年七月二十五日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年三月二十五日から平成二十三年七月二十五日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告示

埼玉県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒノデビル

埼玉県川越市大字砂九百四十四番地一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後七時三十分

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時

（変更後）午前八時三十分から午後十時

## 八 変更年月日

平成二十三年四月五日

## 二 届出年月日

平成二十三年三月十五日

## 二 縦覧期間

平成二十三年三月二十五日から平成二十三年七月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年三月二十五日から平成二十三年七月二十五日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第三百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
秩父市中津川字後山五六二の一
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

# 告 示

埼玉県告示第三百二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
秩父市中津川字後山五六二の一
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

# 告 示

埼玉県告示第三百二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

秩父郡小鹿野町両神薄字串脇七七一五の六、七七一七の七から七七一七の九まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

## 告 示

埼玉県告示第三百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

第5次土木積算システムサーバ賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成23年5月13日(金)から平成28年7月31日(日)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県県土整備部建設管理課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部建設管理課土木積算・建設IT担当 小川、内野 電話048-830-5199(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月13日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月12日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月12日(木)午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県県土整備部建設管理課 平成23年5月13日(金)午前11時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年4月12日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (7) 手続における交渉の有無

無

#### (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年4月12日（火）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。また、平成23年4月12日（火）午後5時までに上記(3)に示す書類を提出し、競争入札参加資格の確認を得ること。

#### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of server equipment regarding the 5<sup>th</sup> civil engineering integration system

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender systems: By 10:00a.m., May 13, 2011.

By registered mail or in person: must be received by 5:00 p.m., May 12, 2011.

(3) Contact Information:

Construction Management Division, Land Development Department,  
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-5199

# 告 示

## 埼玉県告示第百二十七号

平成二十二年埼玉県告示第六百九十二号で公示した基本測量（電子基準点調査）は、平成二十三年二月二十五日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第三百二十八号

平成二十二年埼玉県告示第千百三十一号で公示した基本測量（国土調査に伴う基準点測量）は、平成二十三年二月二十五日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第三百二十九号

平成二十二年埼玉県告示第千三百二十二号で公示した基本測量（高精度三次元測量、河川事業に伴う水準測量）は、平成二十三年三月十七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第三百三十号

測量計画機関の長である幸手市長町田英夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

幸手市栄地内

四 作業期間

平成二十三年三月十八日から平成二十三年三月二十三日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十一号

平成二十二年埼玉県告示第千百三十五号で公示した公共測量（街区確定測量）は、平成二十三年一月三十一日終了した旨測量計画機関の長である新座市長須田健治から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十二号

平成二十二年埼玉県告示第千五百八十号で公示した公共測量（二、三級基準点測量）は、平成二十三年三月十五日終了した旨測量計画機関の長である長瀬町長大澤芳夫から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第百三十三号

平成二十三年埼玉県告示第百一号で公示した公共測量（三級基準点の復旧）は、平成二十三年一月二十八日終了した旨測量計画機関の長である寄居町長島田誠から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第三百二十四号

平成二十二年埼玉県告示第千三百二十一号で公示した公共測量（三、四級基準点測量）は、平成二十三年二月二十八日終了した旨測量計画機関の長である深谷市長小島進から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第百二十五号

平成二十二年埼玉県告示第千三百二十号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十三年二月二十八日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第百二十六号

平成二十二年埼玉県告示第千五百八十三号で公示した公共測量（一級基準点測量復元、二級基準点測量移転）は、平成二十三年三月十一日終了した旨測量計画機関の長である鴻巣市長原口和久から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第百二十七号

平成二十二年埼玉県告示第百四十九号で公示した公共測量（地図情報レベル二千五百データ更新）は、平成二十三年三月十七日終了した旨測量計画機関の長である北本市長石津賢治から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十八号

平成二十二年埼玉県告示第千三百十七号で公示した公共測量（三級基準点測量）は、平成二十三年三月十一日終了した旨測量計画機関の長である蕨市長頼高英雄から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第三百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、飯能都市計画事業飯能南台第二土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第百四十号

告 示

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

|                  |                   |                 |
|------------------|-------------------|-----------------|
| 商号又は名称           | 氏名（法人にあつては代表者の氏名） | 主たる事務所の所在地      |
| 有限会社下中澤興産        | 今井 真博             | 埼玉県新座市池田四丁目二番十号 |
| 株式会社CASAPLANNING | 有地 朗              | 埼玉県日高市上鹿山三八番地一  |

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

|   |                |
|---|----------------|
| <p>新座和光線</p>  | <p>路線名</p>     |
| <p>新座市野火止八丁目四八八番一地先から<br/>朝霞市泉水一丁目二一〇二番五地先まで<br/>(ただし、関係図面に表示する部分に限る)</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成二十三年三月二十五日</p>   | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>道路予定区域の一部供用開始である。<br/>延長二一六・〇メートル</p>                                  | <p>備考</p>      |

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

| 新              | 旧  | 旧<br>新<br>別     |
|----------------|--|-----------------|
|                | 川越市大字の場字新堀二六三〇番<br>二地先から同市大字の場字東下川原<br>一七八一番地先まで | 区<br>間          |
| 一五・八〇<br>二四・四〇 | 九・二〇<br>一・五〇                                     | 敷地の幅員<br>(メートル) |
|                | 四三三・〇〇   | 延長<br>(メートル)    |
|                |  | 備<br>考          |

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

|   |                      |
|---|----------------------|
| <p>川越日高線</p>  | <p>路<br/>線<br/>名</p> |
| <p>川越市大字の場字新堀二六三〇番<br/>二地先から同市大字の場字東下川原<br/>一七八一番地先まで</p> | <p>供用開始の区間</p>       |
| <p>平成二十三年三月二十五日</p>                                       | <p>供用開始の期日</p>       |
| <p>・延長四三二<br/>〇〇メートル</p>                                  | <p>備<br/>考</p>       |

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

|   |         |
|---|---------|
| 川越栗橋線   | 路線名     |
| 比企郡川島町大字山ヶ谷戸字<br>諏訪一四三番六地先から同郡<br>同町大字山ヶ谷戸字諏訪一四<br>六番一地先まで（ただし、関係<br>図面に表示する部分に限る。） | 供用開始の区間 |
| 平成二十三年三月二十五日  | 供用開始の期日 |
| 平成二十年二月二十九日付け<br>埼玉県東松山県土整備事務所<br>長告示第二十五号で変更した<br>区域の一部供用開始である。<br>延長三七・〇〇メートル     | 備考      |

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

|  |                |
|--|----------------|
| <p>日高川島線</p>   | <p>路線名</p>     |
| <p>比企郡川島町大字山ヶ谷戸字<br/>諏訪一四四番四地先から同郡<br/>同町大字山ヶ谷戸字諏訪一四<br/>三番六地先まで（ただし、関係<br/>図面に表示する部分に限る。）</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成二十三年三月二十五日</p>  | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成二十年二月二十九日付け<br/>埼玉県東松山県土整備事務所<br/>長告示第二十六号で変更した<br/>区域の一部供用開始である。<br/>延長三四・〇〇メートル</p>     | <p>備考</p>      |

# 告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福 島 浩 之

|         |  |
|---------|--|
| 路線名     | 四百六十二号   |
| 供用開始の区間 | 本庄市児玉町塩谷字下川原五<br>八五番一地先から同市児玉町<br>塩谷字天神下五九五番一地先<br>まで          |
| 供用開始の期日 | 平成二十三年三月二十八日   |
| 備考      | 平成二十年八月二十六日埼玉県<br>告示第三号で告示した新Aの道<br>路区域の供用開始である。延長<br>五四・四メートル |

# 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部久喜線
- 三 道路の区域

| 旧<br>新<br>別 | 区<br>間  | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>長<br>(メートル) | 備<br>考   |
|-------------|---|-----------------|------------------|--|
| 旧<br>新<br>A | 南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原一三<br>四三番一地先から<br>久喜市南三丁目一八八番地先まで   | 六・九〇<br>四七・二〇   | 一八二五・〇〇          | バイパス建設に伴う道路区域の変更である。<br>(新B区域内の跨線橋側道は久喜市へ移管<br>予定) |
| 新<br>B      | 南埼玉郡宮代町大字和戸字沖後一五<br>一七番地一地先から<br>久喜市南二丁目八八番一―地先まで | 八・三九<br>三五・二〇   | 一二七五・〇〇          |  |

# 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎英治

|  |  |
|--|--|
| <p>春日部久喜線</p>  | <p>路線名</p>   |
| <p>南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原一三四三番一地从先から<br/>久喜市南三丁目一八八番地先まで</p> | <p>供用開始の区間</p>   |
| <p>平成二十三年三月二十六日<br/>午後四時</p>                         | <p>供用開始の期日</p>   |
| <p>延長一八一五・〇〇メートル</p>                                 | <p>備考<br/>平成二十三年三月二十五日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号で告示した区域の供用開始である。</p> |

# 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま菖蒲線
- 三 道路の区域

| 新  | 旧  | 旧<br>新<br>別             |
|--|--|-------------------------|
| <p>久喜市菑蒲町三箇四一〇番四地先から同市菑蒲町菑蒲五五四番二地先まで</p> | <p>久喜市菑蒲町三箇四一〇番四地先から同市菑蒲町三箇四二一番四地先まで</p> | <p>区<br/>間</p>          |
| <p>九・一〇<br/>二五・〇七</p>                    | <p>一五・一八<br/>四八・四五</p>                   | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p> |
| <p>九〇五・〇〇</p>                            | <p>五七・〇〇</p>                             | <p>延長<br/>(メートル)</p>    |
| <p>栗橋線交点)</p>                            |  | <p>備<br/>考</p>          |

路線の延伸である。(国道百二十二号の引継(予定)に伴う区域の変更である。新終点は県道川越

# 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須菖蒲線
- 三 道路の区域

| 新   | 旧   | 旧<br>新<br>別             |
|---|---|-------------------------|
| <p>久喜市菫蒲町菫蒲六〇一番一地从先から<br/>同市菫蒲町菫蒲五六一番三地从先まで</p>           | <p>久喜市菫蒲町菫蒲六〇一番一地从先から<br/>同市菫蒲町菫蒲五四一番一地从先まで</p> | <p>区<br/>間</p>          |
| <p>一一・七四<br/>一七・〇一</p>                                    | <p>一〇・三三<br/>一七・〇一</p>                          | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p> |
| <p>四二・〇〇</p>  | <p>一八四・〇〇</p>                                   | <p>延長<br/>(メートル)</p>    |
| <p>路線の短縮である。(国道百二十二号の引継)予定(に伴う区域の変更である。新終点は県道川越栗橋線交点)</p> |   | <p>備<br/>考</p>          |

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

### 一 許可番号

平成二十三年三月十四日

指令越建セ第二二〇〇五二二号

### 二 検査済証番号

平成二十三年三月二十二日

越建セ第四七一―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野字山合九百四十六番一外十七筆

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市大字吉羽百八十一番地九

スリーエイチ株式会社 代表取締役 青木 和人

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

### 一 許可番号

平成二十三年三月十八日

指令越建セ第二一〇一四八三号

### 二 検査済証番号

平成二十三年三月二十二日

越建セ第四七四一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字佐内新田前千七百六十番一、千七百六十三

番三、千七百六十五番四

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市東三丁目二番十七号

堀中 マツエ

# 告 示

埼玉県選管告示第三十六号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第八条第六項の規定により、埼玉県知事の選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

ただし、この告示の公表の日の前日までにその期日を告示される埼玉県知事の選挙については、適用しない。

平成二十三年三月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日本放送協会

二 株式会社テレビ埼玉

# 正 誤

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号（平成二十年八月二十六日第二千八号）  
中訂正

|     |    |      |
|-----|----|------|
| ページ | 表中 | 行    |
| 八   | 区間 | 一から二 |

誤

本庄市児玉町大字塩谷字下川原五八五番一地从先から  
本庄市児玉町大字塩谷字下川原五九五番一地从先まで

正

本庄市児玉町塩谷字下川原五八五番一地从先から  
同市児玉町塩谷字天神下五九五番一地从先まで



## 正 誤

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号(平成二十一年七月三日第二千九十五号)  
中訂正

| ページ | 表中      | 行    |
|-----|---------|------|
| 十二  | 供用開始の区間 | 一から二 |

誤

本庄市児玉町塩谷字下川原五八五番一地先から同市児玉町塩  
谷字下川原五九五番一地先まで

正

本庄市児玉町塩谷字下川原五八五番一地先から同市児玉町塩  
谷字天神下五九五番一地先まで

